

# 小郡市農業委員会だより

問合せ先 農業委員会事務局 ☎72-2111 内線632



小郡市農業委員会  
会長 徳田敏春

輝かしい新年の始まりに際し一言ご挨拶申し上げます。

平成24年7月の農業委員会委員改選から早いもので1年半を過ぎようとしております。この間、政権の交代を含め農政を取り巻く環境は激変し、さらに大きく変わろうとしております。

小郡市におきましても、利用権の設定による農地の集積が進み、また集落営農組織や認定農業者が農業生産法人に移行するなど、農業経営の合理化や効率化が進んでいます。一方、地域によっては農業従事者の高齢化に伴い、担い手不足に起因した耕作放棄地の増加も懸念されています。

意欲ある担い手の育成や優良農地の確保と農地の効率的活用の推進は農業委員会の大変な役割であり、活力のある農業と農村の振興についてさらに努力してまいります。

今後とも皆様のご支援を賜りますようお願いいたします。

## 農業委員会とは

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置される行政委員会、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた委員と団体推薦により選任された委員により構成された組織です。

農業委員は非常勤特別職の地方公務員で、任期は3年です。

### 農業委員の構成(23人)

| 選挙選出 |     | 団体推薦   |    |
|------|-----|--------|----|
| 小郡地区 | 3人  | 農業協同組合 | 1人 |
| 三国地区 | 3人  | 農業共済組合 | 1人 |
| 立石地区 | 5人  | 土地改良区  | 1人 |
| 御原地区 | 3人  | 議会推薦   | 3人 |
| 味坂地区 | 3人  | 計      | 6人 |
| 計    | 17人 |        |    |

## 農業委員会の業務について

農業委員会では「農業委員会等に関する法律」で定められた業務を行っています。主な業務は次のとおりです。

- ・農地の権利移転、農地転用業務
- ・農地等の賃貸借解約等の業務
- ・耕作放棄地の有効利用等の業務
- ・賃貸料情報の提供等業務
- ・農業者年金業務
- ・土地改良事業の参加資格者認定業務

※農業委員会は公開しています。  
また、総会議事録は農業委員会事務局で縦覧しています。



### 新任農業委員紹介

寺崎 昇

任期 平成25年7月～平成27年7月  
担当 味坂下西地区  
団体推薦 (みい農業協同組合)



## 農地パトロールを 実施しました



農業委員会では10月28～31日に、市内全域で農地パトロールを実施し、耕作放棄地の確認を行いました。この調査は、優良農地の確保のため全国一斉に行っています。

耕作放棄地発生の原因には、高齢化による担い手不足や未相続による地主不在など難しい問題があります。一旦、放棄地になると雑草が生い茂り、周辺の農地に変な迷惑がかかります。農業委員会では、耕作放棄地の未然防止や改善、指導を行っています。

## 農地の無断転用は やめましょう

農地転用とは、例えば…

- ・農地を住宅や事務所の用地、駐車場、資材置き場として使用する
- ・工事のため、一時的に農地を資材置き場や残土処理場として使用する

など、農地を農地以外の用地に変えることをいいます。

農地転用は、農地法に基づき県知事の許可が必要です。事前に農業委員会に相談してください。



## 農地の権利取得 (所有権・賃貸借等)に あたっての下限面積 について

10月に開催された小郡市農業委員会総会で、下限面積は農地法で定める基準のとおり『50アール』と決定しました。

下限面積とは、農地法第3条の許可要件の1つです。農地の権利を取得しようとする場合、取得しようとする農地を含め、耕作する農地の面積が『50アール』以上必要となります。

## 農業者年金に 加入しましょう

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業従事している人は加入することができます。

- ・少子高齢化に強い積立方式です
- ・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ・終身年金で80歳までの補償つきです
- ・農業の担い手には、手厚い政策支援があります  
(※認定農業者で青色申告をしているなどの条件があります)

## 農業委員会選挙人名簿 登録申請の配布・回収方法 が変わりました

毎年、1月1日現在で小郡市内に住所を有する人のうち、名簿登載要件(耕作面積10a以上など)を満たしている人の申請によって、農業委員会委員選挙人名簿が作成されます。

これまで、行政区長や農事組合を経由し対象者へ申請書の配布・回収を行っていましたが、今回より農業委員会から直接郵送します。必要事項を記載のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

申請締切〔1月15日(水)〕までに提出されない場合には、選挙人名簿に登載されず農業委員の選挙権、被選挙権が無くなりますので注意してください。